

政清人和

臨時号

S E I S E I J I N W A

政清人和「政(まつりごと)清ければ人おのすから和す」出身地でもある旧清和村の村名は、この2文字を得てつけられました。私の政治信条です。

このチラシは、複製・またはダウンロードできます。

高本一臣ホームページでダウンロードすることも
できますので、ご活用ください。

<http://www.takamoto-k.com>



事務所 〒862-0958 熊本市中央区岡田町5-1-102号 Tel.096-223-5480 Fax.096-223-5482
<Eメール> wakideruchikara@gmail.com

今有る危機を乗り越えるため、
独自に編集しました。

熊本市議会議員(中央区)

高本一臣 たかもと かずおみ



新型コロナ禍
生活を続けるために！

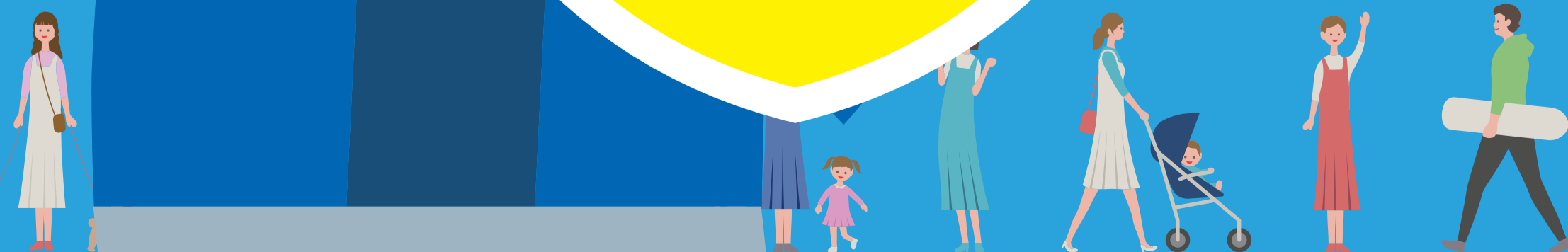
うら面へ！

今知りたい

補助金
&
助成金

情報

[個人・法人]



新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金等まとめ

2020年4月20日時点



生活支援

個人が申請

▶ 休業で家計が維持できない

貸付 **緊急小口資金**

貸付上限 **10万円** (特例な場合は20万円以内)

- 保証人不要・無利子
- 支給開始/現状、7日程度(土日除く)
- 措置期間/1年以内
- 償還期間/2年以内

▶ 失業で家計が維持できない

貸付 **総合支援資金**

貸付上限 **・単身 月15万円以内** (原則3ヶ月以内)
・2人以上 月20万円以内

- 保証人不要・無利子
- 支給開始/最短2週間以内
- 措置期間/1年以内
- 償還期間/10年以内

▶ 離職等で住宅を失った・失うかも

給付 **住宅確保給付金**
(コロナ特例)

31,100~49,000円

(支給期間/原則3ヶ月・最長9ヶ月)

- 離職・廃業後2年以内
- コロナの影響で収入が減少したもの等

※現在申請準備中

窓口

熊本市社会福祉協議会

熊本市中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター新町分室

☎ 096-324-5511

(受付時間/午前10時~午後4時・土日祝日除く)

休業補償

事業主が申請

▶ 従業員に休業してもらうなら

助成 **雇用調整助成金**
(コロナ特例)

休業手当助成 1人1日 **8,330円まで**

- 助成率 中小4/5 大企業2/3
- 雇用保険に入っていない方も対象
- 解雇を行わない場合
- 風営法関連業者も対象
- 中小9/10 大企業3/4

窓口

熊本労働局職業対策課

熊本市西区春日2-10-1 熊本合同庁舎A棟9階

☎ 096-312-0086

(土日祝日除く)

▶ 子供がいる従業員のために

助成 **小学校休業等対応助成金**
(企業版)

1人1日 **8,330円まで** (申請期限/9月30日まで)

- 助成率 全額10/10
- 事業者が小学校の休校に伴い特別有給を取得させた場合

▶ 子供がいる個人事業主のために

助成 **小学校休業等対応助成金**
(個人事業主版)

日額 **4,100円** (申請期限/9月30日まで)

- 個人で仕事をする保護者が小学校等休業で子供の世話をを行うために仕事ができなくなった場合

窓口

厚生労働省 相談センター

☎ 0120-60-3999

(9時~21時・土日含む)

資金繰り

事業主が申請

▶ コロナで売上げが下がり資金繰りのため融資を受けたい事業主の方へ

融資 **金融円滑化融資制度(県)**

最大 **8,000万円**

- 月の売上が前年より低下もしくは今後2ヶ月前年より低下の見込み
- 保証料負担無し
- 3年間無利子
- 熊本地震分の借り換えも可能
- 措置期間/1年以内
- 償還期間/10年以内

融資 **セーフティネット保証4号(国)**

最大 **8,000万円**

- 月の売上が前年より20%以上低下かつ今後2ヶ月より20%以上低下の見込み
- 保証料負担無し
- 3年間無利子
- 熊本地震分の借り換えも可能
- 措置期間/1年以内
- 償還期間/10年以内

融資 **危機管理保証(国)**

最大 **8,000万円**

- 月の売上が前年より15%以上低下かつ今後2ヶ月より15%以上低下の見込み
- 保証料負担無し
- 3年間無利子
- 熊本地震分の借り換えも可能
- 償還措置2年以内

事前相談窓口

ビジネス支援センター(森都心プラザ内)

☎ 096-355-2112

(平日9時~17時)

申請

各金融機関へお問い合わせ下さい。

▶ コロナの影響で売上が半減した事業主の方へ

給付 **持続化給付金(国)**

法人 **200万円以内** 個人事業主 **100万円以内**

- 対象者/ 中小企業者・個人事業主(フリーランス含む)・社会福祉法人等
- 給付/ 申請から2週間程度(電子申請の場合)

※4月最終週、申請受付予定

相談窓口

経産省・中小企業給付金窓口

☎ 0570-783183

(9時~17時・土日祝含む)

市税の申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、固定資産税、都市計画税及び事業所税の期限が延長されました。

令和2年度(2020年度)分の固定資産税及び都市計画税の延長後の納期限	第1期	令和2年(2020年) 8月31日
	第2期	令和2年(2020年) 9月30日
	第3期	令和2年(2020年) 11月30日
	第4期	令和3年(2021年) 1月4日
事業所税の申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付に関する期限	令和2年(2020年)3月19日から令和2年(2020年)12月15日までの間に期限が到来するもの	〈延長後の期限〉 令和2年(2020年) 12月16日

お問い合わせ先

固定資産税及び都市計画税について

〈固定資産税課〉 TEL.096-328-2195

事業所税について

〈市民税課〉 TEL.096-328-2173

納付の相談について

〈納税課〉 TEL.096-328-2204

！ ご注意

助成金・補助金等の情報は日々更新されます。

詳細は各問い合わせ先にご確認ください。